

1. 建築計画概要書等の写しの郵送での交付請求について

建築計画概要書及び処分等の概要書について郵送による請求を受け付けます。

《請求から発送までの期間》

2週間程度

2. 概要書の請求方法

(1) 物件を特定する

郵送請求を行うには、物件ごとの **確認番号** と **確認年月日** が必要となりますので、不明な方は以下までご連絡ください。(地名地番(住居表示ではありません)と建物の新築年月日の情報が必要となりますので、お電話の前にご確認ください。)

《電話番号》

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ

電話(直通): 06-6210-9721

(2) 必要書類を送付

必要書類を以下の住所まで送付してください。

※下記《請求書記入時の注意点》及び《返信用封筒に関する注意点》を必ず読んでから送付してください。

《必要書類》

建築計画概要書等の写しの交付請求書(以下、請求書という)、返信用封筒2通

《必要書類の送付先》

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ あて

『建築計画概要書等の写しの交付請求書 在中』と記載してください。

《請求書記入時の注意点》

- ・請求者の連絡先の欄には、日中でも繋がるご連絡先を記入してください。
- ・確認番号、確認年月日は必ず記入してください。不明な場合は事前にお問い合わせください。

《返信用封筒に関する注意点》

- ・1枚目の封筒には84円切手、2枚目の封筒には請求件数に応じて切手を貼り付けてください。郵送料が不足している場合は、書類を発送することができません。

(目安: 建築計画概要書を1件請求した場合…94円切手(返信用封筒は長形3号を使用))

- ・封筒には返送先住所を必ず記入してください。

(請求書記入例)

様式第23号(第43の2関係)	文私金額	¥400円×	円
建築計画概要書等の写しの交付請求書			
令和 3年 8月 11日			
大阪府知事様			
住所	大阪市住之江区南港北1-14-16		
請求者	氏名	ちよさせい たろう 調整 太郎	
連絡先	電話番号	090-0000-0000	
建築計画概要書等の写しの交付を受けたいので、大阪府建築基準法施行条例第61条の規定により、次のとおり請求します。			
使用の目的	不動産の売買で使用するため		
請求に係る書類の種類	建築計画概要書 1件 処分等概要書 1件		
確認番号 確認年月日 地名 (確認番号が不明な時) 地名 種類	確認番号 1-12345 確認年月日 平成 元年10月15日 地名地番 ○○市○○町○丁目○-		

(返信用封筒記入例)

1枚目	2枚目
84円	切手
〒0000-0000	〒0000-0000
請求者のお名前	請求者のお名前
請求者の住所	請求者の住所
様	様

《請求書のダウンロード (PDF)》

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2464/00065734/kenchikukeikakugaiyousyo%20\(7\).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2464/00065734/kenchikukeikakugaiyousyo%20(7).pdf)

(3) 手数料を納付

請求書を送付してから、おおよそ1週間以内に手数料の納付書を送付いたします。到着しましたら金融機関で納付してください。

また、納付後は領収証を郵送(コピー可)またはFAXしてください。納付の確認ができ次第、発送の準備を行います。

《手数料》

建築計画概要書、処分等の概要書 各400円/1部

《金融機関一覧》

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/koukin/index.html>

《FAX》

06-6210-9719 審査指導課 調整グループ まで

(4) 注意事項

- 申請等にあたり必要となる郵送費用はすべて請求者の負担となります。
また、申請等に不備があり本府から返送する場合も請求者の負担となりますのでご注意ください。
- 郵送に時間を要しますので、余裕をもって申請を行ってください。
- 郵送事故に関して、本府は責任を負いません。